

魚津市告示第135号

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱の一部改正について

魚津市介護予防通所介護相当サービス実施要綱（平成28年魚津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

魚津市長 村椿 晃

第6条中「（平成24年厚生労働省告示第94号）」を「（平成27年厚生労働省告示第93号）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 令和3年9月30日までの間、別表イの項に掲げる単位数については、それぞれ所定単位数に1/1000を乗じて得た単位を加える。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する週1回のサービス	1月につき	1,672単位
	(2) 要支援2に対する週2回以内のサービス	1月につき	3,428単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	384単位
	(4) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	395単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算		1月につき	100単位

ハ 運動器機能向上加算		1月につき	225単位
ニ 若年性認知症利用者受入加算		1月につき	240単位
ホ 栄養アセスメント加算		1月につき	50単位
ヘ 栄養改善加算		1月につき	200単位
ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき	150単位
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき	160単位
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 運動器機能向上及び栄養改善加算	1月につき	480単位
	(2) 運動器機能向上及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(3) 栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	480単位
	(4) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上加算	1月につき	700単位
リ 事業所評価加算		1月につき	120単位
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	88単位
	(2) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	176単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	72単位
	(4) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	144単位
	(5) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1月につき	24単位
	(6) 要支援2に対	1月につき	48単位

	するサービス提供体制強化加算（Ⅲ）		
ル 生活機能向上連携加算	（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100単位
	（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200単位
		1月につき （運動機能向上加算を算定している場合）	100単位
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき	20単位
	（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき	5単位
ワ 科学的介護推進体制加算		1月につき	40単位
カ 介護職員処遇改善加算	（１）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位× 59/1,000
	（２）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位× 43/1,000
	（３）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき	所定単位× 23/1,000
ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位× 12/1,000
	（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位× 10/1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、令和3年厚生労働省告示第72号の取扱いに準ずるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。